

変 更 理 由 書

業務名	東川崎ポンプ場他とりこわし工事（第3回設計変更）
変更内容 ① 基礎撤去数量の変更 ② 山留め（鋼矢板）の取りやめ ③ コンクリートコア抜き施工数量の変更 ④敷地整備の仕様の変更	
変更契約理由 ①解体したコンクリートガラを残置する躯体の中から撤去するためには、残置後の排水等も考慮する必要があるため、残置する躯体の壁を床面まで撤去する必要があるため。 また、②により、フェンス基礎を土留めとすると、当初予定解体深さよりも高い位置までしか撤去できないため。 ②敷地境界と建物基礎が狭隘であり、施工が困難であり、敷地のフェンス基礎を土留めとして建物基礎を撤去できると判断されたため。 ③地下水位により、床面コア抜きが困難であったため、また①により当該箇所の壁を解体したため。 ④現地詳細調査の結果、仕様や数量を変更することで、機能性、耐久性、安全性が向上するため	